

大阪泉南アスベスト国賠訴訟 塩崎厚労大臣が原告に謝罪！ 8年半の歳月をかけ、ついに…



10月9日、最高裁判所第1小法廷（白木勇裁判長）は、大阪・泉南アスベスト国賠訴訟において、国の規制権限不行使の違法を認め、原告勝訴の判決を言い渡しました。国は、労働者の生命・健康を保護するために、「できる限り速やかに」「適時にかつ適切に」規制権限を行使しなければならぬ。国が、産業発展を最優先し、国民の生命・健康を犠牲にすることがあってはならない。最高裁判決は、この当たり前の正義を確認したものです。

【最高裁判決については、3、7ページ参照】

判決直後には与党のプロジェクトチームの議員らが塩崎厚労大臣に「早期解決」を要請。野党も有志がそろって厚労省の安全衛生部長に要請しました。国会では、厚労内閣、法務、環境、経産の各委員会で11人の議員が政府に「早期解決」を迫りました。また、多くのマスコミも、「早期解決」を求める社説をかかげるなど世論も広がりました。

こうしたなかで、塩崎厚労大臣は、当初は、1陣訴訟が差し戻しになったことなどを理由に、原告らに直接謝罪することを拒否していましたが、遂に、21日（火）夕方、緊急の記者会見を開き直接原告と会って謝罪すること、大阪高裁に差し戻し審の早期開始を要請し、2陣判決に沿って和解する

最高裁、国の責任を認める

	国の責任	昭和46年までの違法【注1】	昭和46年以降の違法【注2】
1陣地裁	○	○	○
1陣高裁	×	×	×
2陣地裁	○	○	×
2陣高裁	○	○	○
最高裁	○	○	×

注1：局所排気装置の設置義務付け
注2：濃度規制の強化・防じんマスクの着用義務付け等

泉南勝たせる会ニュース

大阪泉南アスベスト国賠訴訟を勝たせる会

27号
2014.11.7

連絡先
大阪府泉南市
信達六尾 595
Tel.072-483-4981
Fax.072-484-0641

東京連絡所
東京都新宿区
新宿 2-1-3
サニーシティー
新宿御苑 10 階
03-33523663

厚労大臣がついに、原告に謝罪！
泉南最高裁判決の意義
11・27集会を成功させよう

最高裁勝利！ 泉南から建設に勝利をつなぐ 11.27 アスベスト大集会 - 全てのアスベスト被害の救済と根絶を -



11月27日(木) 18時30分 天満研修センター
(JR天満駅 徒歩2分)

泉南最高裁判決報告
宮本憲一氏講演

「泉南・最高裁判決の歴史的意義とアスベスト被害の救済、根絶に向けて」

九州建設アスベスト訴訟判決報告
泉南原告のお礼と建設原告の決意表明
各界からのお祝いと連帯あいさつなど

資料代 500円

主催 泉南アスベスト国賠訴訟原告団・弁護団
関西建設アスベスト訴訟本部
連絡先 弁護士 村松昭夫 06-6361-0309

厚労大臣が、ついに謝った！



塩崎厚生労働大臣と二人の副大臣らが、泉南原告について謝罪！（2014年10月27日厚生労働大臣室）

塩崎厚労大臣が原告らと面談、 謝罪と早期解決を約束！

塩崎厚労大臣は、判決直後から、記者会見などでは「判決を重く受け止める」、「申し訳なかった」などと述べながら、原告らとの面談、謝罪を行いませんでした。

原告らは、最高裁判決を重く受け止めるのであれば、原告らと面談し、真摯な謝罪をしてほしいと強く要請していました。

このことは、15日、17日の衆議院、参議院の厚労、法務などの各委員会でも、与野党11名の議員が追及しました。

こうしたなかで、遂に、27日17時30分、塩崎厚労大臣は、原告団代表12名と大臣室で面談し、国の不作為によって被害を与えたことに対して頭を深々下げて謝罪し、高裁に差し戻された1陣訴訟の早期解決も約束しました。

合わせて、裁判では認められなかった原告らの救済、未提訴の被害者の救済、旧石綿工場などの残存アスベストの除去など残された問題に関しても、今後検討し、原告らと協議する旨も表明しました。



厚労大臣らを前に意見を述べる原告団共同代表の山田哲也さん

【日経 社説】 救済の道広げた石綿判決

2014年10月12日付
国の規制が遅れたために、健康被害が広がったということだ。裁判の途中で死亡した原告も多い。国は判決を重く受け止め、一刻も早い患者らの救済に動かなければならない。アスベスト裁判は各地で起きている。被害実態などはそれぞれで異なり、判決も割れているが、国はいたずらに争い続けるのではなく、最高裁の判決を前提に対応を考え直すべきではないか。

【朝日新聞 社説】 石綿被害判決 見過ごした政府の責任

2014年10月10日
2006年の提訴以降でも原告の14人が亡くなっており、救済を先送りすることは許されまい。政府は原告勝訴の第2陣の判断基準に準じて、早期に救済すべきだ。

石綿救済法ができ、広範な被害対策に乗り出した後も、政府は過去の対応に問題は無かったと主張し続けてきた。まずは誤りを認め、被害者に謝罪しなければならない。有害と知りながら、政府が徹底した対策をとらないまま事態が深刻になることは、これまでの公害や被害、労災でも繰り返されてきたことだ。リスクと向き合うことに難しさがあるなら、それはなぜなのか政府自身で検証すべきだろう。

いまの石綿救済法では救済は十分という指摘もある。埋もれた被害はないか。判決を機に、再検証するべきだ。

【読売新聞 社説】 アスベスト判決「泉南」の教訓を 対策に生かせ

2014年10月11日
政府の怠慢が、アスベスト（石綿）被害を拡大させた。これが司法の結論である。

政府は重く受け止め、今後の対策に万全を期さねばならない。行政の不作為を厳しく批判する判決である。2004年の筑豊じん肺訴訟判決、関西水俣病訴訟判決と同様、規制の遅れによって被害を受けた原告は救済されるべきだ、という最高裁の姿勢が示されたと言える。

最高裁は、一部の原告については、賠償額算定のため、審理を大阪高裁に差し戻した。既に14人の原告が亡くなっている。

政府は、和解などで早期の決着を図るべきだ。

【毎日 社説】
石綿被害判決 国の怠慢もう許されぬ

2014年10月11日
産業発展を優先し労働者の健康対策を後回しにした国に被害者の救済を迫る当然の判決だ。

最高裁判決は、国民の健康を優先すべきだとする最近の司法の流れを定着させるものと言える。

最高裁は原告89人のうち82人の賠償を認めたが、元従業員は石綿関連がんの中皮腫（ちゅうひしゅ）などに苦しみ、8年前の提訴から14人が死亡している。国は判決を踏まえた救済を急ぎ、埋もれた被害者がいないかどうか調べなければならない。

政府は今回の最高裁判決を重く受け止め、裁判による決着を待たずに新たな補償の枠組みを検討すべきではないか。

労災申請の時効が過ぎた労働者や工場周辺住民らを対象にした救済法は補償の金額・範囲とも十分とは言えない。

【東京新聞 社説】
アスベスト判決「公害」の救済を早く

2014年10月11日
アスベスト（石綿）工場の元従業員が受けた健康被害に対し、最高裁は国の責任を認める初判断をした。中皮腫や肺がんなどを患う原告たちは、もう七十年代にもなる。一刻も早い救済が迫られる。

石綿肺については、戦前の旧内務省保険院の検査で既に危険性は報告されていた。それでいて、戦後もアスベストの経済性ばかりに目をやって、多くの人々の生命と健康を犠牲にしてきたのではないかと予測された「公害」と呼ぶべきである。2006年には石綿健康被害救済法ができたが、補償額の不十分さなどが指摘されている。抜本的な救済策を望む。

【産経新聞 視点】 早期解決へ和解が必要

2014年10月10日
第2陣では勝訴が確定したが、差し戻された第1陣は今後、大阪高裁で審理が続くことになる。ただ、最初の提訴から8年余りが経過し、この間だけで元労働者の患者14人が死亡。生存患者も高齢化し、残された時間は限られている。

業者が全て転廃業している泉南訴訟で、体調不良に苦しむ患者らが救済を求める先は国しかない。司法判断は下された。国は差し戻し審の結論を待つことなく、和解など早期の解決を促すべきだ。

【神戸新聞 社説】アスベスト判決
一刻も早い被害の救済を2014年10月11日

【西日本新聞 社説】アスベスト判決
国は対策見直し救済急げ

2014年10月11日

【京都新聞 社説】石綿最高裁判決
国は救済へ責任果たせ

2014年10月10日

【北海道新聞 社説】石綿最高裁判決
国は真摯に受け止めよ

2014年10月10日

【徳島新聞 社説】石綿最高裁判決
国は全面救済に乗り出せ

2014年10月10日

【福井新聞】石綿被害最高裁判決
重い国の責任、救済を急げ

2014年10月10日

【信濃毎日】石綿訴訟判決 国の被害者救済を早く早く

2014年10月10日

【河北新報】石綿訴訟判決 国の責務がさらに問われる

2014年10月10日

【愛媛新聞】泉南石綿訴訟判決 命を守るべき国の責任は重い

2014年10月12日（日）

【朝日新聞 識者コメント】 健康守る国の責任厳しく認める流れ

2014年10月10日
吉村良一・立命館大学法科大学院教授（環境法）の語

筑豊じん肺訴訟や水俣病関西訴訟判決のように、近年、最高裁では、国民の生命や健康を守ることについて、国の責任を厳しく認める流れが定着している。今回もその流れをくんだ判決だ。「規制緩和」や国の財政負担を理由に、国の責任を広く認めるべきではないという考え方もあるなかで、最高裁が、これまでの司法判断の流れを維持した意義は大きい。

【読売新聞 識者コメント】 2014年10月10日

「国は指導徹底して」
宮本憲一・大阪市立大名誉教授（環境経済学）の語

石綿対策についての初めて国の責任を認めた画期的な判決で、石綿被害を巡る訴訟や石綿健康被害救済法の改正に影響を与えるだろう。防じんマスクの使用が義務付けられた現在も、マスクが使われていない現場は多く、石綿対策は不十分だ。判決を機に、国は法や規制を厳格に守らせるよう、行政指導を徹底すべきだ。

野呂充・大阪大学教授（行政法）
今回の判決は、健康被害の知見確立から、規制の実施までの時間的猶予をほとんど認めなかった。国に速やかな安全規制を求める強いメッセージだ。

【毎日新聞 識者コメント】
2014年10月10日
責任もつと広い 村山武彦・東京工業大学大学院教授（リスク管理論）
今回の判決は石綿粉じん排気装置の設置義務付けを怠った点で国の責任を認めた。だが、欧米より遅れていた粉じん濃度の規制強化や罰則を設けながら実効的なチェック機能がなかった防じんマスクの使用義務化を巡る対応は違法と認めず、国の責任が及ぶ範囲を限定した。当時の世界の情勢や現場の状況に即して検討すれば、国の責任をより広く認められたのではないか。

判決全文文は、弁護団のページをご覧ください。
<http://www.asbestos-osaka1.sakura.ne.jp/2014/10/post-72.html>

1日も早い解決を求めるたたかいの経過

判決後の「1日も早い解決」をめぐる経過

「1日も早い解決を」というマスコミ各社の報道と社説

朝日、読売、毎日、日経、サンケイ、東京をはじめ、全国で約20の地方紙も最高裁判決を高く評価し、泉南アスベストの「1日も早い解決」を求める社説等を掲載。

これほどまでマスコミがこぞつて解決を求める論調を掲載したのは異例です。

判決当日の与野党議員の申し入れ

判決当日に、自民、公明のアスベストPTのメンバーが、直接厚労大臣に面談して早期解決の政治決断を求め、民主、維新、みんな、共産、次世代、生活、社民、新党大地、無所属の有志議員も同様の申し入れを行いました。

衆議院、参議院での国会質問

15日、16日、17日の衆参の国会質問で、公明、民主、維新、共産、社民の11名の議員が、厚労、法務、内閣、経済産業、環境の各委員会を取りあげ、政治決断による早期解決を求めました。

短期間にこれほど国会で取りあげられた個別事件もありません。全ての会派が一致して早期解決を求めました。

泉南アスベストの1日も早い解決は、間違いなく広範な世論となりました。

塩崎厚労大臣、厚労省の当初の対応

判決直後からの塩崎厚労大臣が会見や国会答弁で語った概要は以下の通りでした。

- ① 判決を極めて重く受け止める。
- ② 国が敗訴した原告らに対して、申し訳なく思

う。

③ 早期に解決したいという思いは共通である。

④ しかし、1陣訴訟が高裁に差し戻しになり、係属中であること、また、他の訴訟への影響もあり、早期解決に向けて何ができるか関係省庁と協議している。

この時点では、原告らに面談しての直接の謝罪を行わず、1日も早い解決の政治決断もしませんでした。

厚労省の対応

原告団・弁護士は、9日、10日、15日、16日に4回に亘って、厚労省と7時間以上に亘る要請、交渉を行いました。

当初、「連絡係」が対応。その後、厚労省を代表しての対応に変化してきましたが、厚労大臣の公式見解を一步も出ない対応に終始していました。

ついに厚労大臣が謝罪すると表明

最高裁判決の威力、原告団・弁護団の粘り強く力のこもった追及、国会内外の広範な世論の支持のなかで、国を、公式的には早期解決をめざすと言わざるを得ないところまで追い詰めてい

まして21日夕方、厚労大臣の緊急記者会見が行われました。

塩崎厚労大臣の記者会見の内容は以下の通りです。

① 大阪高裁に差し戻しとなった、1陣訴訟の審理の開始を待つことなく、泉南の原告に面会し、謝罪する。

② 差し戻しとなった1陣訴訟は、速やかに裁判所に、2陣最高裁判決と同等基準額による賠償をする和解を申し入れる。速やかな審理の開始を要

請する。



「他の訴訟との関係とはどういうことか」原告、弁護士の追及も鋭かった。16日の交渉の様子。

「泉南アスベスト国賠訴訟・最高裁判決の意義」について

弁護士 鎌田 幸夫

第1 最高裁判決の意義

1 司法の最終判断としてアスベスト被害について国の責任があることを明確に認めたこと

- ・民衆の闘いにおける歴史的な勝利
- ・国の過去のアスベスト対策や被害者救済及び将来の被害防止対策のあり方の抜本的な見直しを迫る契機となる。

2 産業発展でなく、国民の生命・健康を優先することを明確に認めたこと

- ・国は、生命・健康被害を防止するために、「できる限り速やかに、技術の進歩や最新の医学的知見等に適合したもの」になるよう、「適時にかつ適切に」規制権限行使をすべき

- ・産業発展を優先した1陣高裁判決を否定。
- ・建設アスベスト訴訟、尼崎クボタ訴訟などアスベスト被害で国の責任を追及する訴訟も同様の枠組で判断
- ・最高裁判決の輝き↓経済、産業発展優先の国策に対する警鐘。

3 全国に広がったアスベスト被害の救済の礎となること

- ・石綿紡織業における石綿被害の深刻さを知りながら、局所排気装置設置という有効な対策を怠った国の責任が断罪。
- ↓石綿被害の原点、国の怠慢の出発点で
- の国の責任が認められる。

・違法期間は昭和33年5月26日から同46年4月28日まで

↓筑豊じん肺最高裁判決の昭和35年からより2年早まっている。

石綿被害を知見確立時期（昭和33年3月末）から対策を義務付けるべき時期（昭和33年5月26日）まで、ほとんど時間的猶予を認めなかった

・石綿紡織業以外の石綿取扱い業についても、有効な粉じん対策を怠り、被害が発生すれば国に責任がある。

↓全国に広がったアスベスト被害の司法救済の礎となること

4 国賠訴訟の保護対象が広がったこと（上告受理決定）

・石綿工場の労働者に限らず、出入り業者（石綿原料の運送会社の従業員）も国賠法上の保護対象となる。

5 アスベスト被害について国の重い責任が認められたこと（上告受理決定）

・国の責任の範囲は全損害の2分の1であること（筑豊じん肺事件の高裁判決は3分の1）。

・基準慰謝料額は筑豊じん肺訴訟の基準から各疾病において100万円増額。また、慰謝料の減額事由を一切なし

第2 最高裁判決の問題点

1 被害救済の不当な線引き

① 1陣訴訟の近隣ばく露者、家族ばく露者、および2陣訴訟の除斥期間の被害者について、審理の対象としなかったこと（上告受理決定）

② 昭和47年以降の違法（抑制濃度の強化義務違反、防じんマスクの使用させることと安全教育実施義務違反）を認めなかったこと

2 問題点

① 石綿工場内外、時期を問わず大量の石綿粉じんの飛散とばく露していた。

② 昭和47年以降は石綿の大量輸入、消費の時期であり、泉南地域の石綿工場はフル稼働し、労働者らは石綿の危険性（特に発がん性）の認識はなく、防じんマスクも着用も進んでいなかった。

↓国の規制は極めて不十分であった。

第3 最後に

原告全員で勝ち取った最高裁判決であることの確認を。

↓原告全員が（裁判中に亡くなった14名を含めて）、石綿工場内外、就労の時期を問わず、法廷内外で、自らの被害を訴えることで、泉南地域の石綿被害が、地域ぐるみで長期かつ広範なものであることを明らかにし、被害救済の大きな世論をつくり、最高裁を動かした。

11月27日の大集会を成功させましょう

名称 「最高裁勝利！ 泉南から建設に勝利をつなぐアスベスト大集会―すべてのアスベスト被害の救済と根絶を―」

場所 天満研修センター

（JR天満駅徒歩3分）

時間 18時30分〜20時40分

内容 宮本憲一氏講演

「最高裁判決の歴史的な意義とアスベスト被害の救済・根絶」

泉南原告のお礼と建設原告の決意表明など

最高裁判決の概要

1 規制権限行使のあり方について

「労働大臣の上記各法律に基づく規制権限は、粉じん作業等に従事する労働者の労働環境を整備し、その生命、身体に対する危害を防止し、その健康を確保することをその主要な目的として、できる限り速やかに、技術の進歩や最新の医学的知見等に適合したものに改正すべく、適時にかつ適切に行使すべき」

2 具体的な規制権限行使の違法について

① 局所排気装置設置義務付け違反について「労働大臣は、昭和33年5月26日には、旧労基法に基づく省令制定権限を行使して、罰則をもって石綿工場に局所排気装置を設置することを義務付けるべきであったのであり、旧特化則が制定された昭和46年4月28日まで、労働大臣が旧労基法に基づく上記省令制定権限を行使しなかったこと」は、著しく合理性を欠き、違法である。

② 抑制濃度の強化義務違反について

「昭和49年9月30日以降、石綿の抑制濃度の規制値を昭和50年告示で5本/ccとし、産業衛生学会の勧告値である2本/ccとしなかったこと」は、著しく合理性を欠くまでは認められず、違法とはいえない。

③ 防じんマスクの使用させる義務、特別教育実施義務違反について

「昭和47年9月30日以降、石綿工場における粉じん対策としては補助的手段に過ぎない防じんマスクの使用に關し、上記各義務（「防じんマスクの備え付け義務、労働者の使用義務、雇い入れ時、作業内容変更時の安全教育義務、じん肺法の安全教育義務」を指す・筆者注）に加えて事業者に対して労働者に防じんマスクを使用される義務及びその使用を徹底させるための石綿関連疾患に対応する安全教育実施を義務付けなかったこと」は、著しく合理性を欠くまでは認められず、違法とはいえない。

原告が、
弁護士が、
支援が、
東京が、
大阪が、
こうたたかった！



← 左 3 枚は、厚労省の役人との交渉。
10 月 9 日、10 日、15 日、16 日と交渉、のべ 7 時間。
はじめは判決文も読まない連絡係が対応。
参加した原告らは怒りが、まともな対応をしなかった。



早期解決を求める国会議員の対応も早く力強かった。判決直後から、与党自民・公明が大臣に要請、野党もほとんどの党が厚労省役人に要請。国会では、11人が、各委員会、早期解決を迫った。かつてない取り組みとなった。写真は9日の院内集会

原告らは判決直後から、早期解決を求めて厚労省前、国会議員会館前で、「早期解決」を求めて宣伝。
↑ 首相官邸前での宣伝行動。（10月10日朝）



10月27日ついに大臣が謝った！（大臣室で）



→ 判決後の泉南市役所での記者会見

↑ 泉南市役所で判決を待つ。
パブリックビューイングを実施した。大阪のTV局が東京と大阪を結んでライブ放送。



判決を聞きに来た人々が万歳！最高裁周辺は盛り上がった



最高裁勝訴を喜びつつ、絶対に国に謝罪をさせようとあつまった泉南で開かれた集会。(10月18日 泉南市樽井公民館)

塩崎厚労大臣と面会し、謝罪を聞いた原告たちの感想です。

○佐藤美代子 私も大臣に発言できました。精一杯しました。

大臣から、前向きに考えていき
たいと返事をいただいた。

○南 和子 塩崎大臣に近隣
曝露も同じように救済をして欲
しいと願いました。話し合
いをしていきたいと言ってくれ
た。期待を持っている。

○岡田陽子 大臣から、2陣の判決のところで、運送会社が救済されているので、家族曝露も前向きに、という話があった。その点うれしい。

○川崎武次　　今日まで約８年
かかって、大臣から謝罪の言葉
原告としては嬉しい。まだまだ
泉南地域に被害者がいる。謝っ
てもらいホッとしたと思う。解
決に向かうと思う。

○山田哲也　今日は、原告の
一部ですが、大臣に訴えをきい
てもらった。うれしい。悲願で
あった、生きているうちに解決
に近づいた。がんばる。

○石川チウ子　　ありがとうございます。一陣も頑張ると言ってもらった。嬉しい。石綿の病気は治らない。しんどい。

○藤本幸治　兄は、医者の話では治らない。死ぬまで続く。しんどいからといって、死ぬ薬がないかと聞いたら医師から怒られた。兄のような人がほかにいると思います。

○ 昨年、11月に主人が亡くなった。大臣からいい言葉を聞いた。主人や他の人に聞かせたかった。大臣の言葉はありがたかった。

○谷光弘子　すごい喜んで
います。大臣にあつて、優しい人
と思った。涙が止まらなかった
父もテレビを見て、良かったと
思っていると思う。

○満田ヨリ子　塩崎大臣にお目通りできたこと感謝。夫の苦しみを訴えられなかったが、他の人が訴えてくれて満足。

○武村絹代　大阪高裁判決の時、母が亡くなった。大臣の謝罪を母に聞かせたかった。泉南解決の道に進んでいる。しかしアスベスト問題はこれから。よろしくお願いいたします。

[illegible]